

心身に障害のある人を支えます

福祉サービスいろいろ

市では、心身に障害のある人の生活を支えるため、さまざまな福祉サービスを提供しています。気軽に相談してください。

在宅で受けるサービス

- **居宅介護（ホームヘルプ）**
自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。
- **訪問入浴サービス**
重度身体障害者の家庭に入浴



施設で受けるサービス

- **児童発達支援**
就学前の児童に、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
- **放課後等デイサービス**
就学している児童に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などを放課後や休日に行います。
- **短期入所**
家族が病気、冠婚葬祭などで一時的に介護できなくなったとき、短期間、施設で入浴や食事

車が訪問します。

移動支援事業

買い物などの用事があり、外出するとき、移動の手伝いをします。

などの介護をします。

グループホーム・ケアホーム

障害者の自立を促すため、共同で生活をします。

福祉作業所などの通所

障害などのために雇用されることが難しい人へ、通所により必要な訓練を行います。

助成サービス

医療費の助成

心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成します。

難病療養者医療費助成

特定疾患療養者と重症認定者・小児慢性特定疾患療養者の医療費の自己負担額を助成します。

〈特定疾患療養者〉

月額／14,000円まで（入院）、2,000円まで（通院）

〈重症認定者・小児慢性特定疾患療養者〉

月額／2,000円

福祉タクシー利用券の交付

福祉タクシーを利用する際、費用を助成する利用券を交付します。

補装具の支給

補装具（車いす、義足など）を購入・修理する場合に、費用の一部を助成します。

※要事前申請

生活保障

特別障害者手当

常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に支給します。

月額／26,260円

特別児童扶養手当

在宅の障害児を養育している人に支給します。

月額／50,400円（1級）、33,570円（2級）

障害児福祉手当

常に介護を要する在宅の重度障害児に支給します。

月額／14,280円

ねたきり身体障害者および重度知的障害者介護手当

在宅のねたきり身体障害者、または重度知的身体障害者を介護している人に支給します。

※特別障害者手当などを受給している場合は除く。

月額／8,650円

心身障害児養育手当

知的障害児、身体障害児の養育者に支給します。

月額／10,000円

心身障害者扶養年金制度

心身障害者を扶養している人で、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人に万が一のことがあった場合、残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。

給付サービス

日常生活用具などの給付

在宅障害者（児）に日常生活用具（ストマ装具、歩行補助つえなど）を給付します。

※要事前申請

家族介護用品給付

在宅の重度障害者（児）を介護する人の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。

各種サービスには利用者負担や所得の制限があります。利用の際に確認してください。

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62・5351